

第37回山梨県環境保全審議会会議録

- 1 日 時 平成25年11月12日（火）午前10時～午後1時20分
- 2 場 所 ホテル談露館 山脈
- 3 出席者 委員（敬称略）青木 進、芦澤公子、石井迪男、牛奥久代、漆原正二、大久保栄治、風間ふたば、喜多川進、塩沢久仙、島崎洋一、相馬保政、竹越久高、角田謙朗、土橋金六、永井寛子、中澤晴親、原田重子、平山公明、深沢登志夫、山野井英俊、山本紘治、湯本光子、横内幸枝、渡邊富孝
- 4 傍聴者等の数 12人
- 5 次 第
 - (1) 第37回山梨県環境保全審議会
 - ア 開会
 - イ あいさつ
 - ウ 議事
 - エ その他
 - (2) 閉会
- 6 議事に付した事案の件名
 - 【審議事項】
 - (1) 第2次山梨県環境基本計画（仮称）の骨子（案）について
 - (2) 第11次鳥獣保護事業計画の変更について
 - (3) 第2期特定鳥獣（ニホンジカ）保護管理計画の変更について
 - (4) 第2期特定鳥獣（イノシシ）保護管理計画の変更について
 - 【報告事項】
 - (1) 環境指標の状況について
 - (2) 山梨県地球温暖化対策実行計画の実施状況について

10:00

1 開 会

司 会 ただ今から、第37回山梨県環境保全審議会を開会いたします。

2 あいさつ

部長あいさつ

森林環境部長 ◆森林環境部長あいさつ◆

会長あいさつ

会 長 ◆山梨県環境保全審議会会長あいさつ◆

3 議 事

新委員紹介

司 会 ここで、前回7月の審議会以降、新たに就任された委員の方を御紹介させていただきます。

日本労働組合総連合会山梨県連合会 会長の
中澤 晴親（なかざわ はるちか）委員 です。

司 会 次に、本日の出席状況についてであります。本審議会は30名の委員で構成されています。

本日は、そのうち、24名の出席をいただいておりますので、「山梨県附属機関の設置に関する条例第6条第2項」の規定により本審議会が成立していることを御報告いたします。

本日の会議は、山梨県環境保全審議会運営規程第6条及び山梨県環境保全審議会傍聴要領に基づき、公開することとされておりますので、委員の皆様には御了解をいただきたいと存じます。

それでは、議事に入ります。

審議事項

会長

はじめに、審議事項（１）の「第２次山梨県環境基本計画（仮称）の骨子（案）について」を議題とします。これは、山梨県環境基本条例第８条第３項に基づく審議事項です。
この件について、事務局から説明をお願いします。

森林環境総務課長

◆審議事項(1)資料により、森林環境総務課長が説明◆

会長

事務局からの説明が終わりました。ただ今説明のあった計画の骨子案について、解りにくい箇所や、あるいはこうした方が良くというような御意見等がございましたらいただきたいと思えます。いかがでしょうか。

委員

この骨子案は今後、平成３５年までの１０年間に及ぶ計画であるということ踏まえたものということに相違ありませんか。

森林環境総務課長

１０年というスパンで考えております。

委員

私は、環境問題を論ずるにあたって一番に影響を与えているのはひとえに人間なのだと思います。人が増え続けることによって際限のない問題が起きてくる。結論を言えば、人間が少なかったらこのような審議会も環境問題について論ずる必要もないわけです。環境と人間が適正なバランスを取っていれば食料は自給され、自然の生態系はバランスが取られ、食料不足もエネルギー不足も生じません。そして人間が排出するゴミの焼却やあらゆる騒音、排気ガス、そういったものも適正な人口であれば環境が浄化します。従いまして、私も色々提案させていただきましたが、具体的な施策として人口問題は取り上げないのでしょうか。人間と環境とが適正な人口を維持できるような努力というのが全くされないということでしょうか。

会長

私の方で確認させていただきたいのですが、この審議は山梨県の環境基本計画に関するものです。そうすると、今の御意見は、今山梨県の人口も多すぎるので、それを何とかすることをこの環境基本計画の中に入れろと、そういう御意見ということですか。

委員

当然そうです。私はそのように書いて意見として提出しました。

	<p>山梨県だけでなく日本中でもそうですし、世界でもそうです。私の知るところ世界中で環境と人口のバランスが適正な場所はロシアだけです。日本では町で一番人口密度が少ないのは北海道の幌加内町、市では夕張市です。山梨県は都道府県の中で人口密度が下から17番目ですが、人口を抑制して、少しでも環境と人間とがマッチできる方向に行こうとするかどうかということが問われていると思います。山梨の環境日本一を目指す方向性というものが達成できるかは、ひとえに人口をどうするかにかかっています。</p>
<p>会 長</p>	<p>委員がおっしゃるように、人口が多い少ないという議論もあるとは思いますが、今の御意見は、人口制限をし、子どもの数をどんどん減らして適正な人口に持っていかせと、そういうふうに取り扱えます。私の理解では、環境問題をこういった場で議論するのは、私達の日々の生活と地球環境も含めた環境をどうやって両立させていくか、自然とどう折り合いを付けながら私達が暮らしていくべきか、子ども達、孫達にできるだけいい環境を残すように今私たちができることは何か、それらについてぎりぎりのところで知恵を出し合いながら、地域に住んでいる人達がここにおいて良かったと思えるような暮らしをどのように創っていくか、そういったことを考えることであり、そのための審議会だと思っております。ですから、人口を減らせというような議論をこの環境基本計画の中ですることはできないと私は思います。</p> <p>この環境基本計画、これは10年間の計画ということになっていますが、これについて御異論があれば伺いたいと思います。他の方、いかがでしょうか。</p>
<p>委 員</p>	<p>少し補足させていただきます。今私達がこうして集まって環境問題を論ずるのは、ひとえに産めよ増やせよ、子供が多いことはいいことだという明治時代からの人口政策が根本にあります。人口が増えすぎた結果、我々が課題としている様々な問題を抱えるようになり、道路、河川工事、町づくりといったありとあらゆるものにお金が掛かり過ぎ、予算を立てても借金をしなければもう国も地方も運営していけない事態になってしまったと思うのです。私が言いたいのは、急激に減らせということではなく、人口と人間との関係性というのは大事なことで、少しでも先取りして考える努力はすべきだということです。日本では労働人口が少な</p>

<p>会 長</p>	<p>いから外国から労働者や経済難民を受け入れるという動きもありますが、日本はただでさえ人口が多いので、そういった受入は混乱を引き起こすということも言いたいです。</p> <p>御趣旨は分かりましたが、私の判断では、委員の御意見はこの審議会の審議事項の範疇を超えていると思います。</p> <p>今回はこの環境基本計画の骨子案についての御意見をいただきたいと思います。先ほどの事務局の説明のとおり、皆様からいただいた意見も元にこの案が作られているということです。今後の予定の話もありましたが、これはあくまでも骨子案で、これを元に計画が作られるということであり、計画の中身については来年2月に審議を行うということになっております。</p> <p>いかがでしょうか。骨子案について、特にこういうキーワードを入れるべきといったような御意見が特にないようであれば、この案は承認するというにさせていただきます、事務局には具体的な計画の中身の作成に移っていただきたいと思いますが、御意見はございますでしょうか。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
<p>委 員</p>	<p>先ほどの説明だと、この計画は決まったら10年間これでいくわけですね。事前意見への回答には「今後の参考にさせていただきます」とありましたが、そうすると参考にするのは、更に次の計画を作る10年後になるということでしょうか。私は、富士山及び富士山周辺環境保全という項目に南アルプスを付け加えることを提案したのですが、今南アルプスについてはユネスコエコパーク申請が動いています。この基本計画が定まってしまうと、エコパーク登録などの、これから数年先の変化について対応できない計画になってしまうのではないかとということが気になります。この「今後の参考にさせていただきます」というのがどういうことか具体的に説明をお願いしたいのですが。</p>
<p>森林環境総務課長</p>	<p>いただいた御意見については、施策の大項目として取り上げるのではなく、計画本文に個別の具体的な施策内容を記述する際に、参考にさせていただくというような形で考えております。</p>
<p>会 長</p>	<p>先ほど御説明もありましたが、何の目標もなく個々の施策を行うのではなく、10年間というある程度長期の目標を大枠で作った</p>

<p>森林環境総務課長</p>	<p>上で施策を進めていくということだと思います。ただ、計画が決まってしまうたら全く変更がきかないというものでは当然なくて、この審議会にも色々な大きな事案については適宜御報告もいただいているので、そういったことの反映については当然柔軟に考えると。そういう理解でよろしいですね。</p>
<p>会 長</p>	<p>はい。一つ付け加えさせていただきますと、今回の様に、計画を策定する際は本審議会の御意見をいただくことになっておりますが、計画変更の場合も、審議会から御意見を伺うことが条例で規定されております。10年間の中で、これはという事案がありましたら、当然審議会の御意見を伺う中で計画の変更ということも検討することになります。</p>
<p>委 員</p>	<p>他にいらっしゃいますか。はい、どうぞ。</p> <p>第4章では県民や民間団体などの役割ということを謳っていますが、個々の主体を分けて役割を記載しています。こういう分け方はもちろん必要だと思いますが、各主体の間の横の連絡というのをどういうふうにとっていくのか、また、県と国や、県と我々民間といった間で具体的にどのように連携して計画を進めていくのか、そういったことを書いていただきたいと思います。</p>
<p>森林環境総務課長</p>	<p>各主体の横の連携、それから国との連携というようなことでございますが、第7章の計画の推進で計画の推進体制について記載する節に、国・関係機関や周辺地方自治体との協力・連携による施策の推進について書かせていただきたいと思いますと考えております。</p>
<p>会 長</p> <p>委 員</p>	<p>ありがとうございました。他は、いかがでございますか。</p> <p>内容的にはこれでよいかと思います。少し確認をさせていただきたいのですが、基本的にこの環境基本計画というのは一番上位に位置付けられる計画ということで、例えば野生動植物の保護と管理であれば、本日の議題にあるような鳥獣保護事業計画の様な個別計画あるいは施策といったものの中で細かいことは決めていく、そして資料にある「参考にさせていただきます」というのは、反映できるものは、この基本計画に限らず、個別計画等の中で反映していく、というようなイメージで良いのでしょうか。</p>

<p>森林環境総務課長</p>	<p>また、今回変更する第11次鳥獣保護事業計画等の個別計画についても同様かと思いますが、パブリックコメントの募集等により、色んな段階で意見が言えるようになるというふうに思いますが、そういった機会はあるのかどうか、確認をお願いいたします。</p> <p>計画は、各種施策を有機的な連携のもとに総合的、計画的に実施していくために、条例に定められた取組の方向付けを行うという趣旨で策定しております。</p>
<p>森林環境部長</p>	<p>計画の体系のお話、組み立ての考え方に関する御質問と認識しておりますが、御発言のとおり、環境基本計画は本県の環境政策の上位に位置し、全体の方向を示すものです。鳥獣の関係についても廃棄物に関しても、この基本計画の方向性を見ながら計画を作り込み、県民の皆様それぞれご意見を伺う場合にはパブリックコメントを実施するということとなります。その他にも、具体的な施策の実実施計画に相当するものは基本計画の下に相当数ぶらさがっていて、それらは基本計画の方向性を見ながらそれぞれ動いていくということで、この基本計画が策定、変更された時には、それぞれの計画もこの基本計画の方向性に沿って進んでいくという形になります。委員さんのおっしゃるとおりということでございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございました。計画の中身につきましてはまた次回の審議ということですので、この骨子案については了承したということにさせていただきます。よろしいでしょうか。</p>
<p>会 長</p>	<p>◆会場から「異議なし」の声◆</p> <p>それでは、知事からの諮問に対しては、当審議会として事務局案のとおりで異議ない旨決定されましたので、そのように県に答申したいと思っております。</p>
<p>会 長</p>	<p>次に、審議事項（2）「第11次鳥獣保護事業計画の変更について」、審議事項（3）「第2期特定鳥獣（ニホンジカ）保護管理計画の変更について」、及び審議事項（4）「第2期特定鳥獣（イノシシ）保護管理計画の変更について」の3件の審議事項について、一括して議題とさせていただきます。これは、鳥獣の保護及</p>

	<p>び狩猟の適正化に関する法律第4条第4項及び第7条第8項の規定に基づく審議事項です。</p> <p>これらの件については、10月29日に鳥獣部会が開催されました。部会での審議結果については、後ほど部会長から、報告をお願いしたいと思いますが、その前に計画変更の概要について、事務局から説明をお願いします。</p>
みどり自然課長	<p>◆報告事項(2)資料により、みどり自然課長が説明◆</p>
会 長	<p>ありがとうございました。それでは引き続き鳥獣部会長から報告をお願いいたします。</p>
部 会 長	<p>去る10月29日に鳥獣部会が開催されましたが、今回、審議事項(2)(3)(4)を一括して審議するということですので、部会での審議内容について報告させていただきます。</p> <p>まず、山梨県第11次鳥獣保護事業計画の変更についてですが、慎重な審議が行なわれ、特にツキノワグマの捕獲可能頭数の上限の算定方法、あるいは生息実施調査の方法および個体の生息状況について意見が出され、事務局から回答を受けました。結論的には、計画案そのものの修正は要せず、ここに提案されているとおり計画を変更することが適当であるという結論に達しました。</p> <p>続きまして、第2次山梨県特定鳥獣(ニホンジカ)保護管理計画、第2次山梨県特定鳥獣(イノシシ)保護管理計画についての検討が行われました。ニホンジカの保護管理のあり方、それから捕獲の専門集団の導入、わなの規制緩和の必要性等々について意見が出されましたが、計画案そのものの修正までは要しないということで、事務局からの提案どおりに計画を変更することが適当であるという結論に達しました。以上です。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。それでは審議事項(2)(3)(4)ですが、御説明がありましたので、これについて御意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。</p>
委 員	<p>当局の説明、レクチャーを受けまして、また自宅へ帰って内容を精査して、そしてここで結論を出すのではなく、次の審議会の時に今度は我々が精査した内容について質疑をさせていただきたいと思っております。人と野生鳥獣との共生及び生物ダイバーシ</p>

<p>会 長</p>	<p>ティの保全と、非常に高尚なメルクマールがあります今回の事業計画、安易に結論を求めるのではなく、我々委員の意見も十分聞いていただいて、次回の審議会で審議を共にやっていきたいと、こういう方向でいきたいと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>事務局はその辺いかがですか。</p>
<p>みどり自然課長</p>	<p>県としましては、くくりわなの規制緩和あるいは捕獲上限数の変更について、特にくくりわなについては、ニホンジカ、イノシシの捕獲を推進するために猟期前にぜひとも規制緩和を実施したいということでございますので、この審議会での御審議をお願いしたいと考えております。</p>
<p>会 長</p> <p>委 員</p>	<p>はい、分かりました。はい。</p> <p>申し訳ございませんが、続けて質問させていただきます。資料が審議会の数日前に届いたため、我々委員には物理的にこのアジェンダの内容を精査する時間が与えられていないんです。それなのにこのような貴重な審議会の席においてそれを審議しなさい、猟期が迫っているから早くしてください、それは今後の山梨県の自然環境の保全を考えると、早計な歩み寄りじゃないかと私は思います。ですから今の当局からの説明を持ち帰って改めて内容を精査する時間を与えていただいて、次回の2月の審議会で審議しましょうよ。そうしないと、県民の皆さんに対して申し訳ない。そしてまた安易にこの場で結論を出した場合、私は委員としての責務を感じます。この分厚い、三日前に届いたこの専門的な資料の内容を十分私たちに精査させてくださいよ。</p>
<p>会 長</p>	<p>ちょっと待ってください。委員の御意見も分からないではないですが、一方で事務局からの説明にもありましたように、この鳥獣被害は昨日今日大きな問題になったわけではなく、ずっとこの審議会の中でも議論してきたことです。委員には大変申し訳ないのですが、やはり長いこと審議してきた経緯もありますし、鳥獣部会の専門の方々の御意見の尊重ということも御理解いただきたいと思います。今ここで結論を出すのは早計というのは、それは御意見として伺いますが、一方でやはり被害を受けている農家、それから森林でも食害により植えた木がどんどん枯れてしまい、</p>

	<p>対策もうまくいっていない実情というのものもあるわけで、そういった方々に対するこの審議会の責任というのがあると思います。だから一人の方が、勉強していないからちょっと待て、この議題を了承するわけにはいかないと言われても、他の方々の御意見も伺わなければならないと思います。ですから、そういう御意見があることを踏まえながら、この案につきまして他の皆様からの御意見を伺いたいと思います。</p> <p>はい、お願いいたします。</p>
委員	<p>会長さんがおっしゃるように、我々地元は毎日被害を受けています。ですから一刻も早くという思いで今日の会議に臨みました。夕方になればシカが動き出して、朝になればもう食べられているというのが現状です。標高の高い所も例外ではなく、また狩猟の限界も見えているということになれば、くくりわなはかなり効果的な施策だと思っております。ですから現場の人達の痛みを感じていただいて、なるべく早くこのくくりわなの規制解除を実施していただきたいと、そういうふうに思います。</p>
会長	<p>他にご意見いかがでしょうか。</p>
委員	<p>私は鳥獣部会の一員ですが、先ほど部会長からの報告のように、この問題については、もう3、4回ぐらい鳥獣部会の中で話し合いがされております。私自身も山梨県森林組合連合会の代表理事会長という立場ですので、植林をした森林が荒らされて、折角沢山のお金を掛けて植えた木が皮を食べられて枯れてしまうと、そういう状況に早く対処してもらわなければならないということで、会議の中で意見を述べさせていただきました。ですから鳥獣部会とすれば時間を掛けて全力を挙げて県の資料等を元に審議をしてきたわけですので、この審議会では、先ほどの部会長の説明を御理解いただいて進めてもらえればと思います。</p>
会長	<p>他にいらっしゃいますか。はい。</p>
委員	<p>私も鳥獣部会へ参加させていただいておりましたが、色々な意見がその中で出され、非常に慎重に審議されたと思っております。そういう意味で、やはりこの部会を設けたことの意味合いも含めて、部会の意見も尊重していただけたらと思います。以上です。</p>

会 長	<p>他は、いかがでございましょうか。</p>
委 員	<p>鳥獣被害の問題は以前からも言われていたと思いますが、地球温暖化で降雪量が減って野生生物が冬を過ごしやすくなったことで個体数が増えているという要因もあると思いますし、森林整備の問題や耕作放棄地の問題等の幅広い要素が影響している問題だと思います。今検討されているのは、増えてしまったものをどうするかという出口の対処の手段だと思いますので、まずは原因のところで最初の対策、個体数をむやみに増やさないための対策、広い面の対策が必要になると思います。今議論されていることについては、審議事項（２）第１１次鳥獣保護事業計画の変更についての配布資料のグラフを見ると、例えばニホンジカは、個体数は増えていますが、被害は平成２１年度がピークで、その後高止まりではありますが若干減っているという状況です。イノシシについては、個体数は不明ですが、被害は、配布資料では平成１８年をピークに減って、横ばいの状況です。これには、防護柵が整備されたとか、狩猟を一生懸命されているとか、そういう理由があると思いますが、高止まりではありますが若干被害が減っているという理由を検証して、どうしたらいいかを考えるのがいいのではないかと思います。色々資料や表を見せていただいた限りでは、だからくりわなの直径を大きくしなければいけないという根拠としてはちょっと理解しづらいと感じました。</p>
会 長	<p>御質問あったようなことを含め、資料の読み方について事務局から補足ができますでしょうか。</p>
みどり自然課長	<p>ニホンジカによる農林業被害の推移ですが、１億８千万円以上と高止まりで推移していますが、林業被害は、目視により被害を確認した結果を集めて被害状況を出しており、農業被害は、農業共済に掛かった部分について被害額を算定しています。それ以外にも、生産者の方々の生産意欲がなくなり、里山を守っていたが農業を放棄してしまう、というように、数字に表れる以上の被害も出ていると伺っております。イノシシについても、まだまだ被害は高止まりであり、里山に出現するイノシシを効果的に捕獲していくことが必要だと考えております。生息域が広がって農地周辺あるいは集落の周辺に出現するイノシシ、ニホンジカ等の野生鳥獣は、銃猟が大変難しいため、わなによる捕獲が一番効果的であ</p>

<p>会 長</p>	<p>ります。その点でくくりわなの規制緩和というのがぜひ必要だと考えているところです。</p> <p>今の説明は、必ずしも御質問の答えになっていない部分もあると思いますが、私が理解したところでは、そもそも野生鳥獣の数をきちんと計るということは難しく、その被害を推定するというのも簡単ではないということです。資料にある被害額は、被害の自己申告により集計されているわけですが、農業をする気もなくなって被害届も出さないというようなことになれば、それはこの数値には含まれてこないということです。同じように森林被害についても、県内の山の中を端から歩いて調べるのは不可能ですから、やはり目視で増えたか減ったかを判断することになるので、相当の幅を持って捉えなければいけない数字になります。ですから、データを見て少し被害が下がっている、上がっている、と今この段階で厳密な評価をすることは難しく、とはいえ、被害が出ているのは事実で、農業意欲が落ちたり、林業でも色々困っているという現状があるわけです。</p> <p>そんな中、事務局としては、鳥獣部会等で議論した上で野生鳥獣の捕獲数を決めているものの、そのとおりに捕獲できていない現状があるため、わなの大きさを変更して捕獲の効率を良くして、設定した捕獲数を達成できるようにしたいということだと思います。確かに出口の対策になってしまいますが、それがまだ十分にできていないので、その対策をまずやりたいと。その上でまた考えるべきことは考えるということかと思っております。</p> <p>今のことについていかがでしょうか。</p>
<p>委 員</p>	<p>ここに一つ貴重な写真をお見せします。これは全部熊です。60年前の写真ですから安心してください。これが私の義理の父です。猟友会のメンバー、主要なメンバーの一員として県鳥獣センターを設立に関わった人間で、第一種銃猟免許を持っているライフル銃の名手で、色々な大会で優勝した人です。その義父に聞きました。「12センチを20センチにするんだって。時間がないからちょっと親父さん教えてよ」とすると、「お前たち何考えているんだ。平成19年に県から、環境省が12センチならいいというけど、本県も12センチでどうでしょうか、ということを知られた時に、猟友会の皆で話し合っ、これ以上の大きさはだめだと県に伝えたんだ。12センチ以上にしたら人間が掛かるんだよ</p>

と。エラー・キャプチャーだと。錯誤捕獲もあるんだよと」そして、ロコモーション原理ということを彼は言っていました。つまり、人間や熊はイノシシやシカに比べると足底の面積が広いから、わなに入る確率が高い。なおかつ人間と熊はゆっくり歩行する。これがロコモーション、運動要素で、シカとイノシシはスピードが速いのでわなに掛かる確率は我々人間よりも低い。ですから「人間が掛かるんだと、これだけ言ってくれよ」と昨日も言われました。「もう時間がないんだよ、お前たちは。とにかくおれたちが熊を散々捕獲して銃殺してきたんだ」彼は、白州町の町長から、ゴルフ場近くの桃畑で農家の人が鳥獣被害で困っているのので何とかしてほしいと頼まれて、ボランティアで山小屋を自ら建て、夜中に自分が檻に入って1メートルの至近距離で熊を一発で殺す、そういうことをやってきた人です。「12センチのわなを20センチにして人間が掛かったらどうするんだよ。人間が掛かったら誰が責任を取るんだ。権限は全て市町村長に任せる。だけど審議会でもしこれをOKしたら、やはり最終的な責任は横内知事かな。農作物の慢性的な被害は十分知っている。だからと言って12センチから20センチにした場合、エラー・キャプチャーで錯誤捕獲が起きた時の人身事故は誰が責任を取るんだ」

一方、密猟も行われています。熊一頭100万円。白根町の道の駅で今現在熊の毛皮が12万円、熊の爪が4,500円で売られている。その密猟は、反社会的勢力の資金源になっているんです。そしてわなはインターネットで簡単に誰でも6千円から購入できる。農作物の慢性的な被害は分かります。だからと言って安易に12センチから20センチに大きくするのではなく、もっと柵の技術開発を徹底し、柵を使った防除や犬の追い払いなど、様々なことをもう少し検討した上でこの20センチを議論してもらいたい。ですから、最後に言いたいことは、人身事故が起こった時の責任は誰が取るのかということ。そしてわなをセットした期間中の監視を誰がやるのか。鳥獣保護員が山梨には73人いますが、果たしてその人達だけで適正なのか。今、山は四季を問わず、日本人以外にも韓国の方も中国の方も入ります。冬でも入ります。現在両国との間で歴史認識などの問題が起きていますが、もし山梨県の山で韓国や中国の方が20センチのわなに掛かったら、韓国国営放送、中国国営放送でもし報じられたら安倍首相は大変なことになりますよ。とにかく20センチにした場合、熊よりも人間が掛かりやすいんだよと、それを実際にライフルを持っ

	<p>て熊を捕獲する、山を知っているハンターが言うんです。被害が大きく、既に鳥獣部会で何回も審議してきたからといって、安易にもうそれしか方法がないと20センチにするのではなく、十分よく考えた上で結論を出すべきではないでしょうか。人間の場合、わなに掛かったらスマートフォンで「あかふじ」を呼べばいいのかもしれませんが、掛かった時にパニックになったら即その場で変死、野垂れ死にですよ、山奥で。</p> <p>また、資料によれば、長野県は熊が冬眠の時に規制を緩和していますが、長野には山梨と違って、ツキノワグマにとってのサンクチュアリーがあります。どこでも熊が出る山梨県とは地理的な状況が違うんです。そういう根本的な状況が違うことも考慮せずに、長野県は冬眠の期間中だけ許されているから山梨県もやりましょう。そんな安易な考え方は違うのではないのでしょうか。</p>
<p>会 長</p>	<p>御指摘の件は、まずくくりわなの大きさを12センチから20センチに上げると、人が掛かる可能性があるから危ないので、それを考慮してほしいということと、それから他県でも12センチ以上のくくりわなを許可しているところが沢山あるけれども、それが例えば熊に関しては山梨と状況が違うこともあるので、その辺りについてもう少し説明してほしいということですね。これらについて、事務局あるいは鳥獣部会の方々、部会での議論の中身もありますので、御紹介いただければと思いますが、いかがですか。</p>
<p>みどり自然課長</p>	<p>わなの規制緩和の時期でございますが、熊が冬眠する期間限定ということで考えております。人が掛かる可能性については、ニホンジカの検討委員会から、人身事故を防ぐという観点から、わなの直径は無制限ではなく20センチ以下にするように、という御意見をいただきました。更に、人身事故を防ぐため、当然ながらわな近辺にプレートを表示するようにしている他、毎年度免許取得者に対し管理捕獲従事者研修を行っております。そこでわなの制度の周知徹底や、わなの設置の実習もしています。それらを通じてわなの安全利用の徹底を図っていきたいと考えております。</p>
<p>会 長 委 員</p>	<p>ということでございます。今の御意見も含めまして、何かございますでしょうか。</p> <p>先ほどの委員のお話ももっともなことだとは思いますが、何回に</p>

	<p>もわたって審議されてきた内容を基にここで審議を、ということ自体は、私は理解できます。というのも、この写真をご覧ください。これは、北杜市で網により獣害を防止しようとしている試みです。私は富士川町から南アルプスや北杜市を見て回りましたが、電柵が設置された畑も多くありますが、電柵の内側にもかかわらず耕作放棄されているところがあちこちにあります。住民に聞きましたら、次から次に獣が入ってきて荒らされ、もうやっつけられない、とのことでした。そしてその耕作放棄地の側でがんばっているのが、この下の網で囲ってあるところです。ここはさらに手前に電柵を張って、そして金網、普通の網、天井まで囲っている場所もあります。これは猿とカラスを防ぐための対策です。ですから委員のおっしゃるように、柵で何とかならないかというのはもう駄目です。動物はどんどん学習するし、腹が減れば危険を冒して入ってきます。イノシシは今までネットを破らなかつたんですが、今年はどういうわけか全国あちこちでイノシシが網を破るようになっていきます。一番手っ取り早く獲物を獲れるのは鉄砲ですが、私も3年前に狩猟免許を取って鉄砲とわなをやっていますが、鉄砲を担いで山を歩くのはこれから段々きつくなります。そういったことや、畑にどんどん動物が下りてくることを考えると、近隣で獲物を獲るには一番手っ取り早いのはわななんです。ですから何とか委員にもご理解いただいで進めさせていただければと思います。そして委員がおっしゃる不満な点ですが、私も不満に思うところは、この10年の骨子、基本計画、こういったことについて、県が決めたことに対して我々が参加して審議するという形になっていきますけど、その実効性がないということちょっと失望しております。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございます。他の方で、御意見はございますか。</p>
委員	<p>私は色々な調査で中山間地域や山の中に調査に行っていますが、皆さん既に御承知のとおりライチョウの生息域や、あるいはアヤマで有名な櫛形山も、シカの食害により何十万本もあったアヤマの花が咲かないというような状況が、既に高山にまで進んでしまっており、低山のいわゆる中山間地には集落全体を網で囲って鳥獣害の被害を防いでいるというような所も沢山ございます。県や市町村が獣害防止柵を集落と山の境界に張り巡らせ、かつ農家が</p>

	<p>自分の農地を守るために、そこに電気柵を敷き、囲っている、そこまでの対策を取っていながらもなおかつこれだけの被害額が出ている状況です。また狩猟による捕獲についても、例えばニホンジカであれば資料に出ている19年から24年を足しても数万頭も捕獲しているのに被害額が全然減っていない。今回は出口の対策ではありますが、その入口のほうでも農業あるいは林業の方でこれだけ対策をしていながらこれだけの被害が出ており、これはかなり由々しき状況です。個人的には1万2千頭という捕獲頭数も少ないのではという位に思っています。山では、木を植えると全面に網を張って、なおかつ植えた木に一本一本またシカに食われないように食害防止のものを巻いていますが、それだけの対策をしてもなお被害が出ているというのは、正直なところ対策を取るのが遅すぎる位だと思っております。確かに出口のことではありますが、今回わなの径を上げて少しでも捕獲効率を上げるということに関しては賛成というふうに考えております。</p> <p>一点だけ、もしこれが決まりましたらお願いをしたいのは、わなの径を上げた時に、例えば猟友会の会員さんが、20センチまでいいんだということで、いわゆる有害捕獲の時もそれを使うとか、あるいはそれを指導する捕獲許可を出す市町村に事故がないように、錯誤捕獲がないようにという注意喚起はしっかりやっていただきたいなと思っております。</p>
会長	<p>ありがとうございます。やはり対策あるいは現場の方から何か御意見がございますでしょうか。</p>
委員	<p>私自身の経験から申し上げたいと思います。私は30年位前から道で出会った動物を全て記録していますが、その中で20年位前からシカに出会うことが何回かあるようになりました。最近、シカが車に轢かれるという回数が非常に多い。今までそんなことがなかったので、シカの頭数が増えたためにそういう事故が起こるのだと思います。もう一つは、そういう時に轢かれているシカの大きさが段々小さくなっている気がします。シカが大きくなるだけの餌がなくなってきた、シカのサイズが小さくなっているのではないかと思います。それから私は山間地域で家庭菜園をしておりますが、どこの家でもみんなネットを張っています。そうすると1年に何度かネットに掛かるんですが、我々は引っかかったシカのそばに近寄ることができないんですね。そうするとやはり</p>

	<p>何か別のよい方法でシカを減らしていく方法というのを考えないと、別の意味の事故、例えば通学路で子供たちが朝シカに遭遇してしまうとか、そういうことも考えられる状況になっています。私が勤めていた学校では、職員が朝通学路に立ちます。およそ獣道というのは見当が付きますので、毎日毎日そこに職員が立つ。そういう現状もあります。ですからもし対策が取れるのであれば、こういうことが必要ではないかと思っております。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございました。他はいかがでございませうか。</p>
<p>委 員</p>	<p>例えばわなの大きさを広げるという対策と同じように、例えばわなの数を増やせば同じような効果があるのでは、と単純に考えるのですが、わなの数を増やさないで大きさを広げるという選択をせざるを得ない、そういう理由が何かあるんでしょうか。</p>
<p>みどり自然課長</p>	<p>わなの設置台数につきましては鳥獣保護法により一人30個までというふうに決まっております。あまりに多いわなを設置しますと管理しきれないという危険がありますので、鳥獣保護法で規定されています。</p>
<p>会 長</p>	<p>よろしいでしょうか。はい、では最後に。</p>
<p>委 員</p>	<p>議事録に載りますよね、発言。それではまず先ほど私が言いました人身事故の責任者、責任をどう取るのか。そういう所も明記してください。県民はホームページでそこも確認するでしょう。そして知事は特定鳥獣保護管理計画を変更する際は、あらかじめ利害関係人の意見を聴かなければならないという規定が鳥獣保護法の第7条第5項にございます。シンポジウムやフォーラムとは違います。法律に則った利害関係者あるいは関係する団体、イノシシ、シカ、クマといった鳥獣の関係団体へのヒアリングを行った上で今回のテーブルにアジェンダを上程したんでしょうか。これは議事録に載りますので、そういうことをやったかどうか、その辺のところを確認したいと思います。1月の野生鳥獣シンポジウムはイベントですよね。これは公聴会とは違いますよね。</p>
<p>みどり自然課長</p>	<p>特定鳥獣の保護管理計画につきましては、計画の変更について、利害関係者の意見聴取が鳥獣保護法で規定されていますが、環境</p>

	<p>省から、本県ではイノシシ・ツキノワグマ保護管理検討会、それからニホンジカ保護管理検討会、これらは学識経験者、それから農業生産団体、保護団体の方が構成員となっておりますが、そういった保護管理検討会の審議をもって代えられるという通知が出ております。今回は、イノシシ・ツキノワグマ保護管理検討会については2回の審議、ニホンジカ保護管理検討会についても審議も経ておりますので、その点については充足していると考えております。人身事故の責任でございますけれども、それは捕獲をする人、わなを設置した人ということになっております。</p>
<p>会 長</p>	<p>責任問題云々ということになりますと、ちょっと別な話も出てくるかと思いますが、例えばシカと子どもが遭遇して事故があったとか、そういった責任というのもあると思います。今までのお話を伺ってきて皆さんもお分かりかと思いますが、鳥獣被害というのは本県に限らず非常に大きくなっており、それもここ数年急速に野生動物の数が増えていることに起因しています。その対策としてここで決めている捕獲頭数というのは決して極端に多いものではなく、審議会のほうでも、色々なところに配慮しながら検討されていると私は理解しております。</p> <p>今回のこの審議事項でございますけれども、色々な御意見をいただきました。当然御意見いただいたように人身事故のこと、その他の色々な気を付けなければいけないことについては十分に県でも留意をし、それから監視もしていただきながらということになると思いますが、今回のこの審議、原案通り承認ということですのでよろしいでしょうか。</p> <p>◆会場から「異議なし」の声◆</p>
<p>会 長</p>	<p>それでは、知事からの諮問に対し、当審議会として異議ない旨決定されましたので、そのように答申したいと思います。</p>
	<p>報告事項</p>
<p>会 長</p>	<p>続いて、報告事項に移ります。</p> <p>本日は2件の報告事項が議題となっておりますが、これらは既に公表されている情報であり、事前に県から委員の皆様へ公表資料が送付され、事前の御質問、御意見を受け付けたとのことでした。</p>

<p>会 長</p> <p>森林環境総務課長</p>	<p>そのため、事務局からは、報告に続けて事前質問等に対する説明を行っていただくこととしたいと思います。</p> <p>それでは、まず報告事項（１）の「環境指標の状況について」を議題とします。これは、山梨県環境基本計画第７章「計画の推進」に基づく報告事項です。この件について、説明をお願いします。</p>
<p>◆報告事項(1)資料により、森林環境総務課長が報告◆</p>	
<p>会 長</p> <p>エネルギー政策課長</p>	<p>次に、報告事項（２）の「山梨県地球温暖化対策実行計画の実施状況について」を議題とします。これは、山梨県地球温暖化対策条例第９条の規定に基づく報告事項です。この件について、説明をお願いします。</p>
<p>◆報告事項(2)資料により、エネルギー政策課長が報告◆</p>	
<p>会 長</p>	<p>事務局からの報告及び事前の御質問、御意見に対する説明が終わりました。</p>
<p>会 長</p>	<p>それでは、本日の議事については、以上で終了いたします。委員の皆様には、議事の進行に御協力いただき、ありがとうございました。</p>